

STOP DV 勇気を持って相談を

問い合わせ：浦添市男女共同参画推進ハーモニーセンター ☎874-5711

身体的暴力

殴る・ける・叩く・物を投げ付ける・首を絞める・突き飛ばすなど

精神的暴力

無視する・暴言をはく・脅す・恥をかかせる・他人に悪口を言う・説教をするなど

性的暴力

性行為を強要する・避妊に協力しない・無理やりポルノを見せるなど

社会的暴力

行動を監視する・親戚や友人などとの付き合いを制限するなど

経済的暴力

生活費を渡さない・生活費の使い道を細かくチェックする・借金させるなど

子どもを利用した暴力

子どもの前で暴力を振るう・子どもに悪口を言うなど

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは？



平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」は、男性も女性も、お互いを認め合い、意欲に応じて仕事・家庭・地域生活などあらゆる分野での活動に参画でき、個性と能力を発揮できる社会の実現を目指しています。

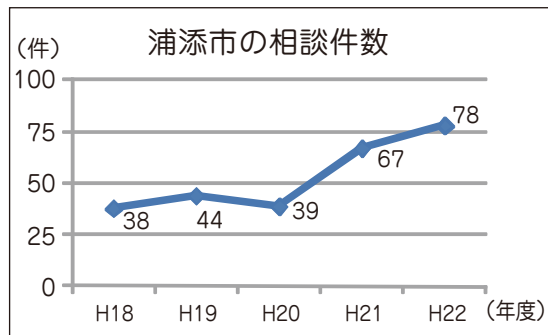
しかし、近年は配偶者や交際相手からの暴力、いわゆるDV（ドメスティック・バイオレンス）の被害が表面化して社会問題となつています。DVは、配偶者（事実婚を含む）などの「親密な関係」にある人からの暴力で、あらゆる暴力を用いて相手を支配しようとする行為をいい、一般的に女性が被害者、男性が加害者となる場合が多いと言われています。

DVは女性の人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

■講演会「なぜ、殴るの？」より（竹下氏）
DVは、欲求不満やイライラから起こるといわれる誤りで、男性はひとたび社会にいれば「家庭一つ管理できないようでは一人前の男とは言えない」という育てられ方を受け、それがいつの間にか一部の男性の中で「自分には家庭に対する管理、支配の責任と権限がある」等ゆがんだ特権意識を内面化してしまふ人たちが出現するというジェンダー（※）の刷り込みも大きな原因の一つとして考えられます。



また、DVについて相談を受けた場合は、「あなたは悪くない」というメッセージを伝え、「なぜ別れないの」と責めたり「こう



（※）ジェンダー＝人間の社会や文化によって生まれてきた社会的性差

12月3日～9日は障害者週間です

「障害者週間」は、国民の間に広く障がい者への福祉についての関心と理解を深めることと、障がい者の社会参加意欲を高めるために、障害者基本法で定められたものです。

今回は障害者週間に合わせて、障害者手帳をはじめ、障がいを持ったときに利用できる様々な福祉制度をご紹介します。

障害者手帳って何？

障害者手帳には次の3種類があります。

- 身体障害者手帳 ----- 主に目・耳・手足などの身体障がい（1級～7級）
- 療育手帳 ----- 主に知的障がい（A1・A2・B1・B2）
- 精神障害者保健福祉手帳 -- 主に精神障がい（1級～3級）

それぞれ、障がいの種類や程度、手帳の等級によって受けられる福祉制度が異なります。



主な障害福祉制度（※詳細については各窓口へお問い合わせください。）

	名称	制度の内容	窓口
生活に関すること	障害福祉サービス	ヘルパーなどの各種サービスが受けられます。	福祉課
	補装具・日常生活用具の給付	車いすやシャワーチェアなど、生活に必要な装具や用具を給付します。（一部介護保険制度優先）	福祉課
	住宅改造費の助成	住宅の玄関やトイレの段差解消などの費用を助成します。（限度額50万円、自己負担あり）	福祉課
	リフト付きバスの利用	常に車いすで移動するためバスやタクシーの通院などが難しい方をリフト付き車両で送迎します。（登録が必要です。）	福祉課
	紙おむつの支給	障がいの種類や程度によって月額5,000円～12,000円分の紙おむつを支給します。	福祉課
医療に関すること	重度障がい者への医療費助成	身体障がい者（1・2級）、知的障がい者（A1、A2）の方の保険適用の医療費を助成します。また、18歳以上のお子さまがいる世帯で、父または母が重度障がい者の場合も該当します。	福祉課 児童家庭課
	自立支援医療（更生）	心臓の手術や人工透析などの医療費の一部を公費で負担します。（18歳以上）	福祉課
	自立支援医療（精神通院）	精神科病院等に長期間通院が必要な方へ医療費を公費で負担します。	福祉課
	自立支援医療（育成）	特定の治療に要する医療費の一部を公費で負担します。（18歳未満）	保健所
年金や手当に関すること	障害年金	20歳になる前または年金加入期間中に病気やケガを負って、障害の状態になった場合に支給されます。（支給要件はお問い合わせください。）	市民課年金係
	特別障害者手当	在宅で常に特別の介護を必要とする20歳以上の重度障がいの方に月額26,340円の手当を支給します。	福祉課
	障害児福祉手当	20歳未満の重度障がい児に月額14,330円の手当を支給します。	福祉課
	特別児童扶養手当	20歳未満の障がい児の保護者に、月額50,550円（1級）または33,670円（2級）の手当を支給します。	児童家庭課
	在宅介護手当	6か月以上寝たきりの障がい者（20歳以上）を在宅で介護している方へ月額5,000円を支給します。	福祉課
	障害者見舞金	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1、A2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方へ毎年12月に5,000円を支給します。	福祉課
税金や割引に関すること	所得税・住民税の控除 市県民税の非課税	所得税や住民税の申告時に、障害者手帳の等級によって26万円～40万円の控除が受けられます。（控除額は変わることがあります。）また、所得が125万円以下の方は市県民税が非課税となります。	市民税課 税務署
	自動車税・自動車取得税の減免	障がい者本人または生計が一緒の方の自動車について、自動車税、自動車取得税が減免になります。（福祉課で生計同一証明書を発行します。）	福祉課 市民税課 自動車税事務所
	交通機関の割引	バス、タクシー、モノレール、航空券などの運賃が1割～5割引で利用できます。（各交通機関にお問い合わせください。）	各交通機関

上記以外にも公共施設や観光施設などで割引ができる場合がありますので、各施設へお問い合わせください。

問い合わせ 福祉課 ☎876-1234（内線3561～3565）

【相談窓口】
浦添市役所 児童家庭課
女性相談室
毎週月曜日（金曜日を除く）
☎876-1234
☎876-1234（内線7326）
○緊急の場合
☎874-0874（直通）
沖縄県女性相談所
☎854-1172
浦添警察署
☎875-0110
※秘密厳守なのでご安心ください。